

令和元年度第3回伊予市行政評価委員会 会議録

日 時：令和元年8月7日（水）18時30分～20時50分

場 所：伊予市庁4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和眞副委員長、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

傍聴者：2人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が2人であることを確認した。

2 議事

（1）第2回会議録の確認

第2回委員会では、未来づくり戦略室所管の「行政評価運用事業」を含む5つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ記載する。

（2）行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から事業の総括を行ってもらう。

No. 6	（国保）保健衛生普及事業（市民課）	2
No. 7	社会福祉協議会事業（福祉課）	7
No. 8	声の広報発行事業（福祉課）	12
No. 9	生活困窮者自立支援事業（福祉課）	15

（3）次回の委員会日程

第4回委員会は9月4日（水）18時30分～

第5回委員会は9月18日（水）18時30分～

（4）その他

3 閉会

No. 6 (国保) 保健衛生普及事業 (市民課)

総合計画：健康福祉都市の創造―生涯にわたる健康づくり

医療費適正化事業を推進し、医療費を抑制することで、制度の持続的、安定的な運営体制を保持する。

対 象：国保被保険者及び保険医療機関

目 的：診療報酬明細書及び薬剤報酬明細書の審査、医療費通知やジェネリック利用差額通知により、医療費の適正化を図る。

内 容：審査支払機関によるレセプト一次点検後、二次点検により保険医療機関から医療費の請求誤りがないか審査を行う。国保被保険者に対し、医療費通知等を通じ、適正受診啓発の強化を図る。その他、関連啓発の充実を図る。

予算・決算：当初6,004千円、決算5,196千円

人 件 費：0.20人工

(市民課)

この事業は、健康福祉都市の創造―生涯にわたる健康づくりに位置し、医療費適正化事業を推進し、医療費を抑制することで、国保制度の持続的、安定的な運営体制を保持すること、また、健康寿命の延伸を図る役割を担っている。事業対象は、国民健康保険被保険者及び保険医療機関である。事業内容は、レセプト点検、医療費通知及びジェネリック利用差額通知を送付するなどし、医療費の適正化を図ることである。

具体的には、国保連合会が実施するレセプト点検後の二次点検に係る委託料の支出を行っている。二次点検では、過去の請求分についても遡って、診療内容等の点検を行い、誤りがある場合には、保険者は医療機関への過誤返戻、あるいは、新旧保険者間での調整などの過誤調整や被保険者への返還請求などを行う。愛媛県の財政効果額（レセプト点検により発見した、過誤調整金額及び返納金調定額を年間平均被保険者数で除して得た数）は2,346円、財政効果率（レセプト点検により発見した過誤調整金額及び返納金調定額を年間保険者負担総額で除して得た数）は0.77%であり、伊予市の財政効果額は1,642円、財政効果率は0.48%である。また、医療費通知を原則として年に6回、平成30年度は、医療費控除の調整もあり、年に7回通知し、ジェネリック利用差額通知を年4回通知することで、適正受診の啓発に繋がっている。その他、特定健康診査の受診啓発など、保健衛生普及に係る啓発を実施している。なお、本事業は、平成30年度の国保制度改正に伴う事業整理により、これまでの医療費適正化特別対策事業と趣旨普及事業を統合した事業となっていることを申し添える。

直接事業費は、当初予算6,004千円に対し、決算額5,196千円で、人工数は0.20人
工である。成果指標は、医療費適正化の啓発により、医療費の抑制を図るため、後
発医薬品利用率の指標を掲げており、平成30年度実績は71%と、医療費抑制の面で
一定の効果が出ている。自己判定は、医療費適正化推進の観点から、事業の有効性
が顕著であり、評価をSとしているが、一方の効率性はAとしている。ジェネリッ
ク医薬品の普及をはじめとして、被保険者への適正受診の啓発は重要であるという
認識の下、健康寿命を延伸するため、関係課と連携して、受診勧奨や予防の取組も
推進していくこととし、所属長の判定は、次年度以降も継続としている。二次判定
で、重要な事業であるとの判断から外部評価案件となっている。

(委員)

本事業は、医療費抑制の面で、非常に有効な事業であると感じている。また、高
齢化社会においても重要な位置づけだと思う。しかし、事業そのものは重要である
と認識できたが、資料との関連性が分かりにくく、全体像が見えにくい。

(委員)

まず、資料の見方について質問したい。1点目は、1人当たり財政効果額等の状
況を説明いただいたが、過誤調整分や返納金等調定分というのは、この数字が大き
いほうが伊予市にとって良い数字なのか、それとも、少ないほうが良い数字なの
か。2点目は、ジェネリックへの切り替えを表す資料を拝見したが、切り替わる様
子は理解できたが、その成果としてどれくらいの節減効果があったのか表記すれば
分かりやすいのではないか。3点目は、二次点検を委託していると説明されたが、
どこが受託しているのか。また、1,200枚が目標、実績となっているが、1年間に概
ね、このくらいの数になるということか。あわせて、二次点検した結果の金額、例
えば不正請求がどのくらいあったという実績が分かれば教えていただきたい。

(市民課)

過誤調整分、返納金等調定分の妥当性について、金額によって良い悪いというこ
とは言えない。医療機関が適正に請求していれば、件数や金額も少なくなるだろう
が、この点検を継続することが、医療機関の適正請求に繋がると考えている。

次にジェネリックへの切り替えの効果について、平成30年7月の通知以降、平成
31年2月までで、全体で66,569円の減額となっている。徐々に切り替え者も増えて
きている状況である。

次にレセプト点検二次審査は、伊予市では国保連合会へ委託しており、レセプト
点検の結果、平成29年度の過誤調整金額は12,765千円、返納金調定額は2,383千円
である。

(委員)

その金額が医療機関から保険財政に戻ってきたということか。

(市民課)

お見込みのとおり。

(委員)

金額を示すと、この事業の成果が分かりやすいので、今後もお願いしたい。

(委員)

ジェネリックの利用差額通知の件数が、平成29年度と平成30年度で倍増しているが、何か理由があるのか。

(市民課)

通知対象者の範囲を広げたため、件数が倍増した。

(委員)

この事業の目的は、医療費を抑制し、制度を持続的、安定的に運用するということにあると思う。その一つが、ジェネリック医薬品を積極的に活用してもらうなど、医療費を抑えることだと思う。また、本事業の役割に、健康寿命の延伸を図ると記述されているが、医療費を抑え、健康寿命を延ばす、この2つが両輪となると思うが、具体的に何か取り組んでいるのか。

(市民課)

健康寿命の延伸について、市民課としては、啓発事業、医療機関への指導、被保険者への指導を担当している。他課において、検診事業や介護予防事業などに取り組んでいる。

(委員)

先日、マスコミで報道されたように、社会保障費が100兆円を超え、医療費も30兆円を超える状況であり、今後もますます、医療費は増えていくと思う。地道な取組ではあるが、継続していく必要があるだろう。先日、ある医師と話をした際、先端医療で使用する薬は、かなり高額になるが、一般的な窓口負担が3割、それが高額になっても、高額医療で還付が受けられるという、世界でも類をみないような医療制度になっているが、制度の持続可能性という面ではどうだろうということであった。医療の進歩が著しい中で、ジェネリックへの切り替えなど、地道な取組を継続していただきたい。

また、アメリカは民間主導で病気予防の取組が進んでいる国であるが、やはり、病気にならないようにすることが大切であるので、予防施策にもしっかり取り組んでいただきたい。

(委員)

先程、健康寿命の延伸に関し、他課でも取り組んでいるというような回答があったと思う。本事業の事務事業名が保健衛生普及事業というのは、具体的な施策と一致しないように思える。仮に、医療費適正化事業となっていれば、成果指標や活動

指標が理解しやすい。

(市民課)

昨年度までは医療費適正化特別対策事業という事業名であったが、平成30年度の国保制度改革により、保健衛生普及事業の中に医療費適正化事業を組み込むことになった。

(委員)

国の指導であれば仕方がないと思うが、具体的には、パンフレット配布のような啓発事業がこの事業名に繋がるという理解でいいか。

(市民課)

被保険者への啓発手段として、数種のパンフレット等を配布している。

(委員)

昨年度の課題と昨年度の課題に対する具体的な改善策が空欄になっているのは、2つの事業が1つに統合されたためという理解でいいのか。

(事務局)

事務局から補足させていただく。昨年度の課題という欄は、今回から追加したものであり、前回までは、昨年度の課題に対する具体的な改善策のみであった。改善を進めていくために、事務局にて事務事業シートから課題を抽出し、提示しているものである。

(委員)

理解できた。

また、説明のあった医療費控除で使用する医療費通知について、確定申告の最終3月時点において、何月分まで通知されているのか。

(市民課)

11月分と12月分の通知は、国保連合会から2月末には伊予市に通知される。それを受け、3月当初に被保険者へ通知している。

(委員)

説明に理解しにくいところがあったが、要するに医療費を抑制しようということだと思う。レセプト点検による指導は、1件1件、医療機関を訪問するのか。また、他の委員も発言されたが、事業名と実際の事業が結びつかないと思った。予防啓発も大切だが、市民が楽しく参加できる文化的な教室を開催し、社会に出て、人と交わり、健康に気をつけるような事業も必要だと思う。

(市民課)

医療費は、医療機関から審査機関に請求され、そこでレセプトの点検、審査が行われる。医療機関それぞれへの指導については、国や県が定期的実施している。健康寿命の延伸に係る事業については、関係部署にて、転倒予防教室、認知症予防

教室等の介護予防教室や地域で行われるサロン事業など、様々な事業を実施している。市民の皆さまには、積極的に参加していただき、日頃から自身の健康管理に努めていただきたいと考えている。

(委員長)

財源内訳で、平成29年度の県の支出金決算額が4,068千円、平成30年度の当初予算額が2,807千円と減額されているが、それに伴い伊予市の一般財源は1,002千円から3,197千円に増額せざるを得ないということか。

(市民課)

ここでいう一般財源とは、保険料である。県支出金については、当初予算時は概算で計上せざるを得ず、決算が実績値となることをご理解いただきたい。

(委員長)

事業の位置づけとしては、医療費適正化事業という枠の中の普及事業と捉えればいいのか。それとも並列で捉えるといいのか。

(市民課)

普及事業の中に、医療費適正化事業が含まれていると考えていただきたい。

(委員長)

コールセンター委託料が3千円と少なすぎる印象があるが、これは、コールセンターの利用が少ないためか、それとも、予算の大枠が決まっていて、他の委託料からシフトしないといけないから、その割合として3千円となっているのか。

(市民課)

コールセンターは、全国1カ所で国保中央会が運営しており、伊予市の割り当てが3千円ということだ。

(委員長)

理解できた。

いわゆる負担額のイメージだな。そのあたりの説明や記述が欲しいところだ。

(市民福祉部長)

先程、委員各位からご意見のあった医療費の増加は、一般的に、人口増加、高齢化等の自然的要因、それと、薬剤の使用増加、検査の増加、といった社会的要因があると言われてる。今回の事業は、主に社会的要因への対応として、非常に有効な事業であると認識している。さらに、所管は異なるが、検診事業や介護予防事業、地域の包括的支援体制の構築等を平行して実施することで、一層の医療費、介護費の低減に繋がると認識している。それぞれ所管部署は違うが、連携しながら推進してまいりたい。

No. 7 社会福祉協議会事業（福祉課）

総合計画：健康福祉都市の創造一心の通った社会福祉の推進

伊予市社会福祉協議会が実施する地域福祉事業の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支えあう思いやりのある地域づくりに寄与する。

対 象：伊予市社会福祉協議会（社会福祉協議会の運営基盤となる市民）

目 的：社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る事を目的に設立された社会福祉協議会に対し、専門員の人件費補助並びに組織運営費の一部を補助し、福祉課題の解決に取り組み、福祉コミュニティづくりと地域福祉推進に努める。

内 容：地域福祉事業、福祉相談、ボランティア育成、援助事業

予算・決算：当初36,893千円、決算36,893千円

人 件 費：0.5人工

（福祉課）

この事業は、総合計画において、基本目標に健康福祉都市の創造に位置し、心の通った社会福祉の推進の役割を担っている。事業対象は、伊予市社会福祉協議会、社会福祉協議会の運営基盤となる市民で、社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された社会福祉協議会に対して、専門員の人件費補助並びに組織運営費の一部を補助し、福祉課題の解決に取り組み、福祉コミュニティづくりと、地域福祉推進に努めることを目的としている。

事業の内容は、法人運営事業の外4事業を実施するための人件費、事務費等を補助するものである。直接事業費は、当初予算36,893千円に対し、決算額も同額の36,893千円である。各事業の事業費補助金を活動の実績、活動指標としており、人工数は0.5である。成果指標は、参加者数の状況から事業効果を測ることを目的に地域福祉活動に係る各種事業への参加者数としている。

自己判定は、市の委託事業を多岐にわたって実施し、地域福祉活動を調整する役割を担う上で、必要な専門知識や資格を持った職員の人件費補助や安定した事業運営は必要であると認識しているが、各事業の有効性や効率性については、それぞれに課題もあることから、市の財政状況も考慮しつつ、補助額の精査が必要であると考えている。一次判定では、社会福祉協議会がその役割を果たすために、人件費補助の必要性は認めるものの決算状況等を見極め、適切な補助を行うとともに、事業の実施状況を把握する必要があるとの課題認識を持ち、二次判定において、社会福祉協議会事業は住民福祉の向上に必要な事業であるが、各事業の有効性、効率性を再検討することが必要であると、行政評価委員会に諮ったものである。

(委員)

各事業の参加者数を成果指標としているが、どのような事業の参加者を計上しているのか。

(福祉課)

委託事業者の事業報告書から計上している数字である。法人運営事業では、各会合の参加者、また、福祉サービス援助事業では、サービス利用者、それ以外にもボランティアなど、様々な事業の参加者の総数を計上している。

(委員)

先日行われた、社会を明るくする運動も含まれるのか。

(福祉課)

社会を明るくする運動については、社会福祉協議会の事業ではないので含まれていない。

(委員)

伊予市社会福祉協議会のホームページを拝見したが、情報公開という部分についてはいかがだろうか。例えば、県社会福祉協議会とは圧倒的に公開のレベルに差があるように感じた。県社協では、事業毎に課題を明らかにするような事業評価を実施している。感想を含めてであるが、委託元の伊予市に情報提供が不足しているから効率性がB判定になるのではないかと推測する。情報提供について指導されるといいのではないか。

(福祉課)

ご指摘いただいたホームページの情報公開については、平成30年度の法人監査においても、もう少し改善をという話があった。今後、指導を行いながら、適正な公開を求めていきたいと思う。

(委員)

事業評価もやっていくという考えという認識でいいか。

(福祉課)

事業評価までできるといいと考えているので、ご意見として承る。

(委員)

成果指標が参加者数であることは、理解できるが、それぞれの事業において、利用者の声を吸い上げるということを実施しているのか。

(福祉課)

詳細については把握していないが、利用者アンケートや利用者との会話、また、各種の会合を通してご意見を頂く機会があると思う。なお、意見把握に努めるよう指導を行う。

(委員)

先程、評価の実施という意見が出されたが、まず利用者の声を聞くことが大切である。改善点、もしくは、理解を深めてもらうためにも、利用者の声を吸い上げていただきたい。また、今年、指導監査があるとしているが、支出に関するものだけではなく、運営等にも踏み込んだ監査を行うのか。

(福祉課)

平成31年2月に監査を実施した。国のガイドラインに基づいて、事業全体を監査した。

(委員)

社会福祉協議会の決算報告書を見ると30,000千円ほどの赤字になっている。しっかり監査し、運営改善に努めていただきたい。委託事業において危惧するのは、丸投げにならないかということだ。市から多くの事業を委託して、報告はしてもらいが、評価をしないと、補助金本来の使い方ができなくなる懸念がある。本来は事業委託のはずが社会福祉協議会の非効率になった運営部分に穴埋めされるようでは、本来の効力を発揮しないということになってしまう。

(委員)

双海には老人憩の家はいくつあるのか。

(福祉課)

上灘と下灘に1つずつある。

(委員)

そのうちの一つであるが、現場の様子はというと、利用者が8人しかいないのに、相談員、看護師など5人のスタッフで運営しないといけない。効率が悪いので、赤字運営になっていると聞く。施設の集約を行い、効率を上げる必要があるが、利用者からは住民福祉の切捨てだという声があがる。しかし、お金には限りがあるので、住民にも理解、協力をいただくようにしないと、今後、継続することが難しいと思う。住民の意識を変えていく取組も必要だろう。

(福祉課)

この施設については、例えば、一部サービスの有料化など、再編を含め改善計画を検討しているところである。今後の議論にはなるが、少しでも施設の改変、内容の変更を検討しているところをご理解いただきたい。

(委員)

協議を重ね、若干でも委託料を減額することができたということは、一つの成果だと思うが、先程意見があったように、全体像が見えてこない事業になっているので、しっかりと監査を行い、見通しを良くすることが必要だと思う。本来、組織の運営はその組織独自で行うべきではないだろうか。

(福祉課)

一定の収益が見込まれる介護サービスや障がいサービス事業に関しては、独自で運営をしている。収益が見込まれない事業への補助については、一定やむを得ない部分もあると考えている。

(委員)

今の説明は分かるが、法人特有の事業、評議会や理事会の開催というような事業という説明があった。それは組織が組織の責任において実施するべきではないか。

(福祉課)

法人運営事業に関しては、269千円支出しているが、中身は、一般事務費である。人件費は含まれていないが、ご意見を参考に、委託料のあり方については、再度検討したい。

(委員)

本事業が、市と社会福祉協議会との間の事業ということで、重要な事業であるという認識は持てるが、多額の委託料であるにもかかわらず、なかなか市民には伝わらないところがあると思う。市民には見えにくい部分だろう。

(委員長)

要するに補助金である。運営補助事業の福祉活動専門員の人件費だと説明があったが、現在、何人いるのか。

(福祉課)

7人である。

(委員長)

自己判定で人件費に対する懸念を指摘されているが、7人という人数は、経年変わっていないのか。新たに採用することも考えていないのか。

(福祉課)

現時点では、採用の増加はない。

(委員長)

仮に、理事会、評議員会で、人員の増員が決定されたら、それに伴って、補助金も増額されるということになるのか。

(福祉課)

社会福祉協議会の全体の決算状況、積立金の状況など鑑み、補助金額が決定されるものと考えている。平成31年度の委託料に関しては10,000千円程度減額している。

(委員長)

10,000千円もの減額だったら意味は大きいと思うが、補助金という性質上、自立歩行するまでが補助ではないだろうか。補助金を出す側としては、主客転倒しないようなバランスを持っていないと、市民に対して説明責任が果たせないということ

になる。団体の存続に補助するのか、それとも、団体の営み、事業に対して補助するのか、その切り分けも大事だろう。

(市民福祉部長)

委員長から団体の存続なのか、事業の存続なのか、というご意見を頂いた。社会福祉協議会は、自主財源に乏しく、補助金の多くが人件費に充当されているというのが現実である。自主財源の大半である会費収入は、昨今の自治会離れなど、横ばい、あるいは少しずつ減少しているが、これは全国的な課題である。しかしながら、これから超高齢化社会を迎えるにあたって、地域福祉を広範囲に支える社会福祉協議会の存在は、より重要になってくると痛感している。委員各位の意見を踏まえた指導を徹底するとともに、蜜な連携をもって、地域福祉を推進してまいりたい。

No. 8 声の広報発行事業（福祉課）

総合計画：健康福祉都市の創造一心の通った社会福祉の推進

だれもが安心して自分らしく暮らせるために、障がいサービスを提供する。

対 象：文字による情報入手が困難な人

目 的：文字による情報の入手が困難な人のために、音声による情報提供を行う。

内 容：広報いよしをカセットテープに音声録音して、公民館等に配布する。（全504巻：「月42巻×12か月」）

予算・決算：当初100千円、決算100千円

人 件 費：0.02人工

（福祉課）

この事業は、総合計画において、基本目標が健康福祉都市の創造に位置し、心の通った社会福祉の推進の役割を担っている。直接事業費は、伊予市音読グループへの委託料100千円である。事業対象は、文字による情報入手が困難な方であり、主に視覚障がい者や文字が見えにくくなった高齢者が対象である。毎月、広報いよしや議会だより、社協だより等を読み上げ、カセットテープに収録し、福祉課窓口や各地域事務所、公民館、福祉施設等に設置している。貸出を希望する方へ個別対応もしている。視覚障がい者のうち点字を読める方は、ごく一部であり、高齢化や病気等により視力を失った方にとっては、声の広報は、ありがたいとの意見を頂いている。

成果指標は、声の広報の配布箇所としている。平成30年度の実績は21箇所、前年度と同数である。課題は多々あるが、視覚障害者にとって、楽しみの一つとなっていることから、自己判定、所属長の判定共に、妥当性、有効性、効率性をB判定としている。

（委員）

必要としている方たちにとって、大変心強いサービスだと思う。判定がB判定とのことだが、もう少し良い判定としてもいいのではないかと思う。

（委員）

公民館等、様々な施設に設置しているということだが、実際どのくらい利用されているか把握しているか。

（福祉課）

利用の詳細については把握できていないが、問い合わせを頂くなど反響はある。問い合わせを頂いた方には、委託している伊予市音読グループが自宅まで届けるな

ど個別対応もしている。市としては、まずはそこに行けば置いてあるという安心感が大切であるという認識だ。

(委員)

個人対応ともなると、カセットテープでは大変なところもあると思う。今後の課題としてCDを検討しているということだが、データを活用し、必要なときに、データを提供するといった方法も、保管場所等のことも考慮すると有効ではないか。

また、伊予市音読グループが高齢化しているということだが、このグループ活性化が図れる対応があればいい。

(福祉課)

昨年4月の広報に伊予市音読グループの活動を掲載した。反響もあったが、問い合わせを頂く方も高齢者が多いという実情があるが、活動を知ってもらうことは有効である。今年度は、新設された図書館で読み聞かせの事業とのコラボ事業を検討しているところだ。

(委員)

規模は小さいかもしれないが、必要な事業である。若い方も巻き込んで活性化することができればいいと思う。ぜひ頑張ってもらいたい。

(委員)

これだけの低予算で満足していただけるのは、とてもいいことだと思う。もっと予算をかけてもいいと思うところもある。家族の支援というのも大事であるが、行き届かないところへ行政サービスを提供する必要がある。ぜひ、この事業活動が継続できるようにしていただきたい。

(委員)

評価シートだけ拝見すると、ネットを使えば効率がいいと思ったが、様々な苦勞があることを説明等により理解できた。引き続き、このサービスが継続できるよう努力いただきたい。

(委員)

伊予市音読グループはボランティア活動か。

(福祉課)

ボランティアグループではあるが、本事業は委託事業として実施していただいている。

(委員)

今回、活動の一端を知ることができた。対象となる方への通知はどのようにしているのか。

(福祉課)

相談支援員や視覚障がい者協会を通じ、お知らせしている。

(委員)

利用者が希望するものを読んだりしているのかと思っていた。

(福祉課)

委託事業としては広報のみであるが、伊予市音読グループとしては、利用者の希望にも対応しているようだ。川柳が好きな方がいて、川柳を読んだりすることもあると聞いている。

(委員長)

課題認識もあるようだが、カセットテープの見直しについては、CDというよりも、データ化し、現場でどう出力するかを考えたほうが長続きするのではないか。少し、人工数を増やして、検討してもいいと思う。ぜひ、継続していただきたいが、若者を取り込みたいということであれば、大学生に協力してもらうのもいいかもしれない。どの大学にもボランティアグループや窓口はあると思う。

(市民福祉部長)

本事業は、視覚障がい者にとって、市の情報提供の一環として非常に有効な事業と認識している。今後も必要としている方に行き届くように努めてまいりたい。CDやデータでの提供については、利用者の利便性等を考慮し、検討対象とさせていただきます。

No. 9 生活困窮者自立支援事業（福祉課）

総合計画：健康福祉都市の創造一心の通った社会福祉の推進

地域の実情に応じた支援体制や支援メニューを作り上げていくため、社会福祉法人に本事業を委託することにより、地域と行政それぞれが補完し合いながら、ネットワーク組織の構築を進める。

対 象：生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

目 的：生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行う。福祉関係者や地域住民、関係機関との連携等による解決を図ることができる地域づくりを目指す。

内 容：自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給。

予算・決算：当初8,339千円、決算8,339千円

人 件 費：0.51人工

（福祉課）

この事業は、総合計画において、基本目標に健康福祉都市の創造のうち、心の通った社会福祉の推進に位置し、地域の実情に応じた支援体制や支援メニューを作り上げていくために、地域と行政それぞれが補完し合いながら、ネットワーク組織の構築を進めることを狙いとしている。事業対象は、生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方だが、既に問題が顕在化している場合と、課題を抱えているにも関わらず、見えにくい場合があることから、様々な要因によって、課題が複雑化、深刻化する可能性のある対象者に対し、より早い段階で支援に結びつけ、更には、制度の狭間に陥ることを防ぐ、断らない相談支援の推進により、関係者、関係機関が連携し、解決を図ることができる地域づくりを目指している。

事業に概要は、生活に困っている、仕事が見つからない、家族が引きこもっているなど、様々なことで困っている方の相談機関として、伊予市社会福祉協議会に生活相談支援センターを開設し、本人、家族だけでなく、周囲の方からの相談にも対応している。相談内容から困りごとの確認や整理などにより、課題を解きほぐし、課題解決に向けたプラン作成による継続的な支援の実施及び必要に応じて適切に他の制度、機関へ繋ぐこととしている。直接事業費は、当初予算8,681千円に対して、決算額8,339千円、全額、伊予市社会福祉協議会への委託料である。予算と決算の差額は、住居確保給付金支給の申込みがなく342千円が未執行であったためだ。人工数は0.51人工である。事業活動の実績は、平成30年度の新規相談件数34件、そのうちのプラン作成件数は4件、成果指標として相談件数を設定している。委託事業者で

ある社会福祉協議会や福祉課内に開設した福祉まるごと相談窓口との連携強化を図り事業推進を行っている。自己判定、一次判定共に、事業の必要性を認識した判定となっているが、課題も多く、委託事業者の評価や他の事業との連携を行う等、改善する必要があると考えている。

(委員)

事業対象者である、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とは、どのようにして明らかにするのか。

(福祉課)

これは、国が使用している表現であるが、現に生活に困窮している方を生活保護に陥ることを防ぐような支援をしていくという意味がある。

(委員)

表現ではなく、どのようにして対象者を見つけるのか。

(福祉課)

直接相談できる窓口も設置はしているが、庁内の関係部署や関係機関等から情報を得て、相談や支援に結び付けているという状況である。

(委員)

福祉まるごと相談窓口への相談は多いのか。

(福祉課)

昨年11月に開設したところではあるが、11月から今年3月までが87件、今年4月から7月までが147件の相談を受けている。

(委員)

本人からだけでなく、関係者からの相談を含めての実績だな。

(福祉課)

お見込みのとおり。直接の相談よりも関係機関等からの相談が多いのが現状である。

(委員)

委託料の中身について説明いただきたい。

(福祉課)

多くの部分を職員の人件費が占めている。人件費の外、研修費、事務費、印刷製本費等が含まれている。

(委員)

そうすると、委託料に加え、市の職員の人工数も含めると、効率が悪く感じる。実質は、社会福祉協議会の人件費補助ではないかと言えば、言い過ぎかもしれないが、国の事業でやらなければならないということであるが、そのあたりが効率性のB判定に繋がっているように感じた。

(委員)

福祉まるごと相談窓口は市直営だと思うが、担当者は何人か。

(福祉課)

福祉まるごと相談窓口は、国のモデル事業として実施している。昨年11月に設置し、現在4人体制で運営している。

(委員)

委託先である社会福祉協議会の担当者は、資格保有者で3人であると以前伺ったが、現在も変わっていないか。

(福祉課)

主任相談支援員、相談支援員と就労の支援員の3人体制で変わっていないが、他事業との兼務により、実質は2人で担当している状況である。

(委員)

福祉まるごと相談窓口では半年程度で200件の相談があり、本事業の件数は34件である。この結果を担当課としてはどのように見ているか。

(福祉課)

福祉まるごと相談窓口は、福祉に関するあらゆる相談の入口であることから、本事業とは違う相談も多い。役割として違う部分があるため、一概に比較できないと考えている。

(委員)

昨年も当該事業を外部評価した。パンフレットは昨年より改善されており、よくやっていただいていると思う。様々な要因があるにしても、最終的に自立して生活ができるようにしていかないと問題は解決しない。社会保障費の増加も大きな問題になっているので、関係機関からの情報などを基に、支援を拒む方もいるかもしれないが、積極的な支援を行っていただきたい。

(委員)

生活保護の受給はしていないけれども、ぎりぎりで生活しているような、潜在的支援対象者がどのくらいいるのか市では想定されているのか。

(福祉課)

相談件数の目標値には国の基準があるが、ご指摘の潜在的支援対象者については把握ができていないのが現状だ。

(委員)

地域や関係機関の情報を集約し、潜在的支援対象者を把握していないと、本事業の位置づけが分からなくなる。まずは実態の把握は大切ではないか。例えば、潜在的支援対象者が多数いるのに、相談件数が34件でプラン作成が4件だと、支援が足りていないということにならないか。事業を推進するためには、対象総数に対する

目標値が必要になると思う。参考までに、福祉まると相談窓口から本事業のプラン作成に引き継いだ事例はあるか。

(福祉課)

昨年の11月から3月までの実績では、11件中6件は、福祉まると相談窓口を含め福祉課から引き継いだものである。

(委員)

プランを作成すればいいというものではないが、4件という実績について担当課としてはどう評価しているのか。

(福祉課)

国は、新規相談の半数をプラン作成に繋げるという目安を掲げている。伊予市としては、まだそこまで到達していないのが現状である。

(委員)

目標が到達していないことに対し、どこに原因があるのか、はっきりさせたほうがいいと思う。もう一つの事業である住宅確保給付金は、2年続けて実績がないが、ニーズがないということではないのか。

(福祉課)

給付条件により対象者がかなり限定されるという実態がある。

(委員)

制度の見直しを行い、市の実情に合致した制度にする必要があるのではないか。

(福祉課)

国の事業であり要件を変更することは難しいが、周知方法等、改善できるところは検討したい。

(委員)

相談支援の入口は多いほうがいいと思うが、社会福祉協議会と市で役割が重複しているところがあるのではないか。また、福祉行政の難しいところだと思うが、支援側ではなく、支援を受ける側の問題意識にも課題があると思う。意識のギャップが存在するように感じることもある。理想論になるが、支援に至るまでの予防ができれば、支援する側ももっと前向きに取り組めると思う。

(委員長)

住宅確保給付金はあくまで国の基準で運用していくものなのか。ある程度の裁量が認められているのか。

(福祉課)

国の基準に基づき運用している。

(委員長)

福祉まると相談窓口の担当者4人と社会福祉協議会の担当者2人で運用してい

ると説明があったが、現状として人力的過不足はあるのか。

(福祉課)

両機関共に職員は兼務で行っているが、現在のところ過不足はないと考えている。今後、相談件数の増加や内容の複雑化によっては見直すことも考えられる。

(市民福祉部長)

地域互助の関係づくりや近隣に就労の場を求めていくことも必要で、広く、地域福祉の維持、向上に貢献している社会福祉協議会が受託者としては適任と考えている。ただし、事業検証を徹底し、改善をしながら事業の充実を図っていく必要があると考えている。一方、自立支援法の施行により、新たに貧困の連鎖を防ぎ、子どもたちの将来に向けた自立の支援をすること、高齢の生活困窮者の生活を支えること、また、引きこもり等社会的孤立者への対応等、新たな課題も見えてきている。今後も国の動向を注視しながら、事業の充実を図っていきたい。